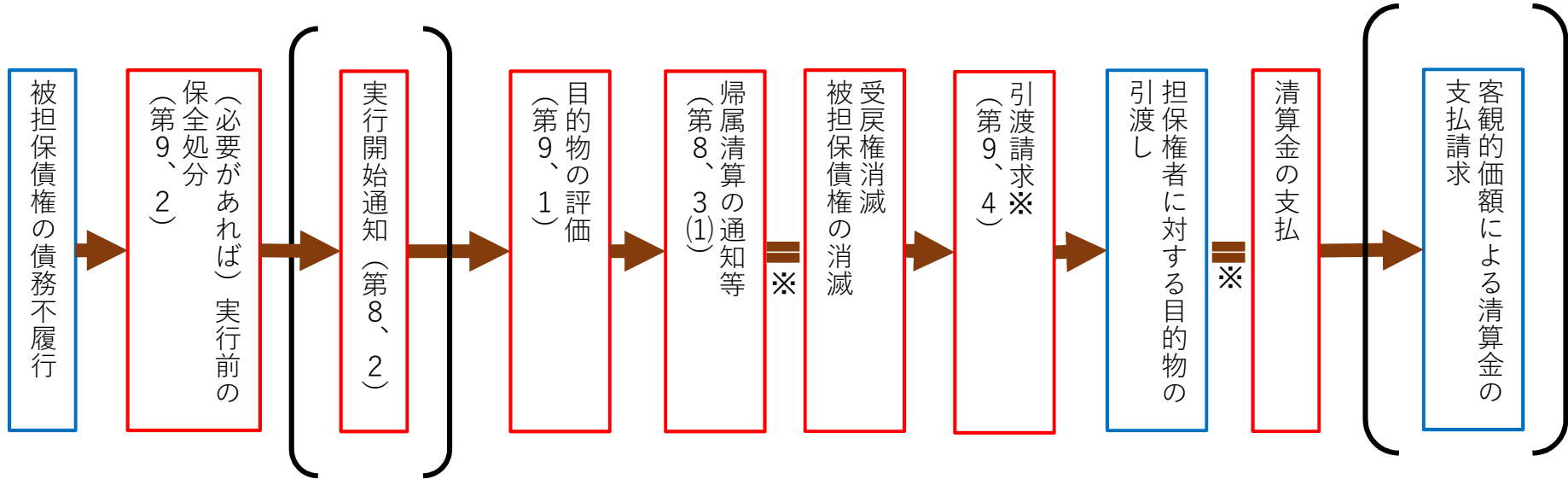


※担保権者が通知した目的物の価額が著しく合理性を欠くことを主張して、受戻権の消滅を争うことができる (第8、3(5))。また、帰属清算の通知等後一定期間が経過するまでは被担保債権及び受戻権は消滅しないという考え方がある。

帰属清算方式
(引渡し先行ではない)



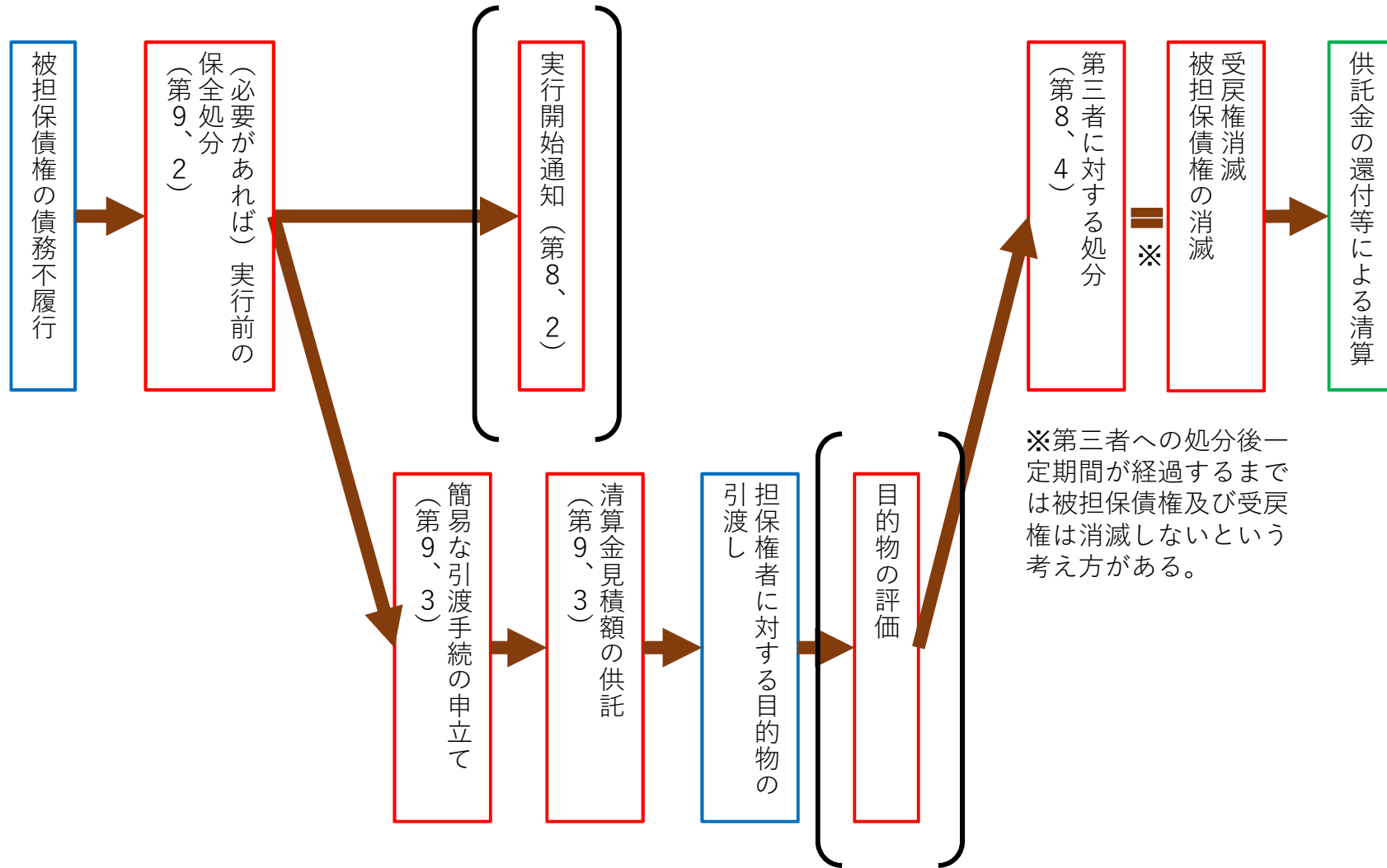
※帰属清算の通知等後一定期間が経過するまでは被担保債権及び受戻権は消滅しないという考え方がある。また、被担保債権は消滅するが、担保権者が引渡しを受けるまでは受戻権が存続するという考え方がある。

※担保権者が通知した目的物の価額が著しく合理性を欠くことを主張して、引渡請求を争うことができる (第8、3(5))。

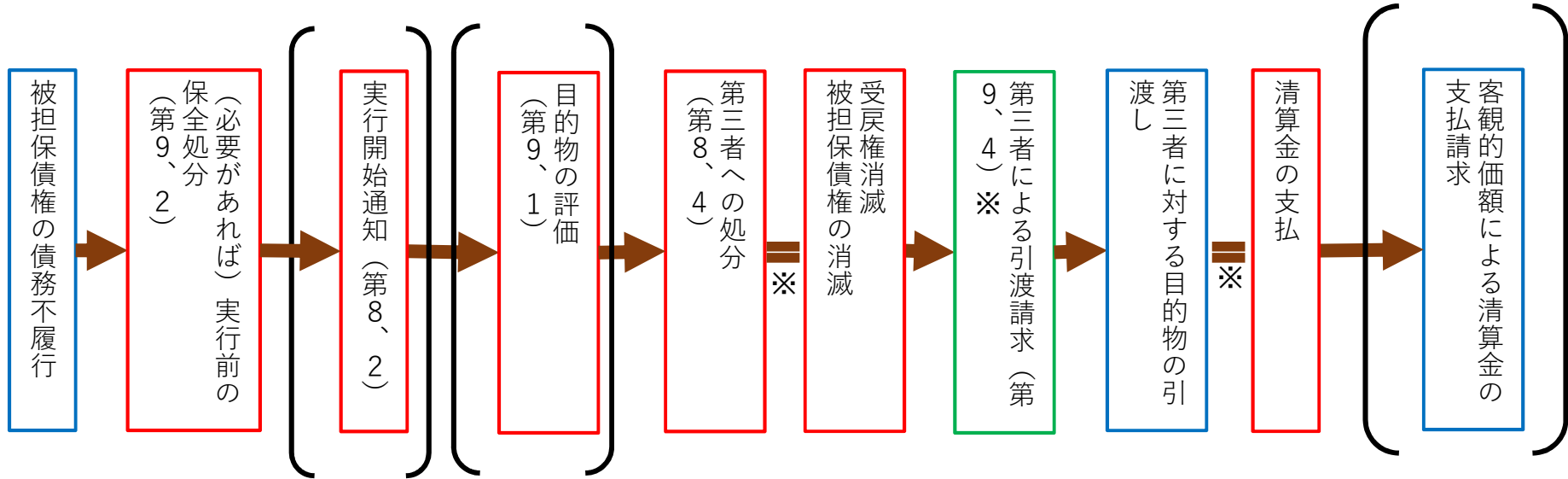
※同時履行になる清算金の額は、担保権者が評価した目的物の価額による考え方と目的物の客観的な価額による考え方がある。

※引渡しと同時履行になるのが、担保権者が評価した目的物の価額と被担保債権額の差額の支払であるという考え方を採った場合にのみ問題になる。

処分清算方式
(引渡し先行)



処分清算方式
(引渡し先行ではない)



※第三者への処分後一定期間の経過又は目的物の引渡しまでは被担保債権及び受戻権は消滅しないという考え方がある。

※担保権者が通知した目的物の価額が著しく合理性を欠くことを主張して、引渡請求を争うことはできない。

※同時履行になる清算金の額は、担保権者が評価した目的物の価額による考え方と目的物の客観的な価額による考え方がある。

※引渡しと同時履行になるのが、担保権者が評価した目的物の価額と被担保債権額の差額の支払であるという考え方を採った場合にのみ問題になる。